

第35回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年5月22日(金) 午後1時25分から午後2時25分

開催場所 姫路市役所 北別館 403会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1				欠員
2	岡田 良造	出席		
3	福本 孝之	出席	○	
4	福永 昌弘	出席	○	
6	大塚 正穂	出席		
6	田原 仁志	出席		
7	濱田 能秀	出席		
8	吉野 文利	出席		
9	小林 勝之	出席		
10	小林 忠明	出席		
11	橋本 文男	出席		
12	橋本 静枝	出席		
13	山口 俊貴	出席		
14	青田 誠	出席		
15	駒田 秀文	出席		
16	岡本 富博	出席		
17	小段 昭文	出席		会長職務代理者
18	岸本 英夫	欠席		会長職務代理者
19	池内 宏行	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 5名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第 1 号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 姫路市農地利用最適化推進委員の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る事情聴取について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出の専決について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出の専決について
- 報告第 4 号 合意による解約等の通知について
- 報告第 5 号 県許可案件の許可状況について
- 報告第 6 号 適正な事務実施に係る意見募集の結果について
- 報告第 7 号 令和 3 年度農林関係税制改正に関する要望について

(令和 2 年 5 月 2 2 日 午後 1 時 2 5 分)

議 長 それでは只今から、第 3 5 回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員 1 8 名中 1 7 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、岸本委員より欠席のご連絡をいただいております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を福本委員と福永委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 1 号 (P 1) を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、農地確認申請が 1 件、非農地確認申請が 2 件提出されております。

農地確認です。

市街化区域の御国野町御着の田 4 8 8 m²につきまして、千葉県八千代市の [〇〇〇] より、「 [〇〇〇〇〇] 引き続き農地として利用している」との申請です。

現況は、「田」となっております。

続きまして、非農地確認です。

どちらも、調整区域となっております。

1番です。

別所町佐土新の田畑2筆計208㎡につきまして、別所町佐土新の[]より、「平成5年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、「住宅敷地の一部」となっております。

2番です。

豊富町御蔭の田303㎡につきまして、神屋町四丁目の[]より、「平成10年以前より、空地となっている」との申請です。

現況は、「空地」となっております。

以上、農地確認1件、非農地確認2件につきまして、いずれの案件も、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。北東部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

……。

議長

なければ、議案第1号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は確認致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号(P2～P7)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されております。

1番が現在耕作面積0㎡の方の案件、2番3番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、4番以降が、既に下限面積を超えている方の案件となっております。

2番3番が都市計画区域外の案件、4番と5番が市街化区域の案件、その外はいずれも調整区域の案件となっております。

いずれの案件も譲渡人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておらず、譲受人は1番が法人、9番が特定非営利活動法人となっております外は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当していません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。

「通作距離」につきましては、1番が約7km、2番3番が約2.2km、4番、5番、7番が居住集落内、6番が約1.2km、8番が約1.8km、9番が活動拠点場所から約700mとなっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

飾東町塩崎の田26筆計33,868㎡につきまして、砥堀の[]が、飾東町豊国の[]より、解除条件付の貸借で「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。

借人の[]は農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第8項により、①農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借を解除する旨の条件を契約書に付していること、②地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、③一人以上業務執行役員等が常時従事することを条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える33,868㎡になる予定です。

作付作物は、「ペピーリーフ」「ほうれん草」「かぼちゃ」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

2番3番です。

飾磨区加茂の[]が、夢前町前之庄の[]より、夢前町前之庄の畑368㎡につきましては、「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町前之庄の田畑5筆計2,807㎡につきましては、「使用貸借権で借り受けたい」との賃借権設定の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,127㎡になる予定です。

作付作物は、2番が「野菜」、3番が「水稻」「野菜」となっております。

4番です。

白国一丁目の田250㎡につきまして、白国五丁目の[]が、八代緑ヶ丘町の[]より「小作地の解約を条件に贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、1,729㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

5番です。

網干区高田の田491㎡につきまして網干区高田の[]と、[]が、網干区高田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、2,461㎡になる予定です。

作付作物は、「野菜」「果樹」となっております。

6番です。

御国野町深志野の田2筆計1,815㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、御国野町深志野の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、8,623㎡になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

7番です。

別所町北宿の田102㎡につきまして、別所町北宿の[]が、別所町北宿の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、9,568㎡になる予定です。

作付作物は、「水稲」となっております。

8番です。

別所町佐土の田2筆計1,774㎡につきまして、御国野町国分寺の[]が、明石市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されますと、[]の耕作面積は、38,694㎡になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

9番です。

山田町牧野の田5筆計3,073㎡につきまして、白浜町甲の[]が、白国五丁目の[]より「購入し、[]が働く場として利用したい」との所有権移転の申請です。

農地法では、農地所有適格法人以外の法人での3条所有権移転は原則許可されませんが、農地法施行令第2条第1項第1号ハにより、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、その目的に係る業務の運営に必要な施設に利用する場合は、下限面積とともに、不許可の例外となっております。

作付作物は、「粟」となっております。

以上、各地区農政協議会におきまして、1番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」とであるとの意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請9件44筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

福永委員

1番の案件ですが、申請地の周辺は放棄田が多い場所で、地元としては、借人である[]に管理してもらえるのはありがたい。事情聴取はしていただいたら結構かと思えます。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第2号について、1番が事情聴取、その他は承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1番が事情聴取、その他は承認といたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P8)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は1件提出されております。

調整区域の香寺町土師の畑454㎡につきまして、香寺町土師の[]が、「貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、土地区画整理事業施行区域内の「第3種農地」に該当すると考えております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、該当がありません。

「事業内容」につきましては、賃貸借の借受人である[]が基礎工事資材一式等を置くための貸露天資材置場として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては、該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

以上、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請1件1筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、議案第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P8)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は2件提出されております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として専業に供する土地の利用見込み」につきましては、どちらも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には、どちらも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、どちらも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

都市計画区域外の夢前町神種の田607㎡の内421㎡につきまして、
吉野の[]が、[]夢前町神種の[]より「使用貸借権
で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」ですが、同筆内で農地転用許可済の農業用倉庫が建っております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、床面積181.79㎡の一般住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番です。

調整区域の別所町北宿の田1,739㎡のうち420.08㎡につきまして、
別所町北宿の[]が、[]別所町北宿の[]より「使用貸借権
で借り受けて、既設の露天資材置場を拡張したい」との一部転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、土砂を置くための露天資材置場として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

以上、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第6条の規定による許可申請2件2筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

...

議 長

それでは、議案第4号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。
次に、議案第5号「姫路市農地利用最適化推進委員の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号（P9）を説明する。
〔姫路市農地利用最適化推進委員の決定について〕

議案第5号「姫路市農地利用最適化推進委員の決定」に係る議案審議の進め方について、ご説明いたします。
4月24日開催の選考委員会で選定していただいた36名の推進委員候補者につきまして、その委嘱の可否の決定をいただくものでございます。
推進委員の決定につきましては、本来であれば、候補者お一人ずつご採決をいただくところではございますが、36名と人数も多くございます。そこで、推進委員は、北西部、北東部、中南部の各地区ごとに定数を定め募集しましたので、決定も地区ごとに行っていただけたらと考えております。
なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされており、候補者となっておられる委員と推薦者となっておられる委員に席を外していただき、地区ごとの一括採決をお願いしたいと考えております。
まず、北西部地区の推進委員から審議をお願いします。

議長 それでは、北西部地区の推進委員候補について、（別紙）姫路市農地利用最適化推進委員の決定についての北西部地区をご確認ください。

議長 候補者につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ご意見、ご質問等無いようですので、北西部地区の推進委員を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、北西部地区の推進委員は、原案のとおり決定しました。

議長 続きまして、北東部地区の推進委員候補について、（別紙）の姫路市農地利用最適化推進委員の決定についての北東部地区をご確認ください。

議長 候補者につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ご意見、ご質問等無いようですので、北東部地区の推進委員を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、北東部地区の推進委員は、原案のとおり決定しました。

議長 続きまして、中南部地区の推進委員について審議願います。
お手数ですが、候補者の [] 推薦者の [] は、ご退席願います。

[] 退室]

議長 それでは、中南部地区の推進委員候補について、(別紙)の姫路市農地利用最適化推進委員の決定についての中南部地区をご確認ください。

議長 候補者につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 ご意見、ご質問等無いようですので、中南部地区の推進委員を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、中南部地区の推進委員は、原案のとおり決定しました。

[] 入室]

議長 中南部地区の候補者については、いずれも原案どおり承認されましたので、ご報告します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第1号(P10)を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、4月にご審議いただきました、新規農家2名と法人1社の事情聴取を5月7日に実施していただきました。

当日は、ご本人が、法人については管理責任者が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、よろしくご承認お願いいたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第1号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号（P11～P12）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、4月10日から5月7日の間に受け付けたもの、資料11頁と12頁の9件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたので報告させていただきます。
以上、4条届出、9件12筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第2号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号（P13～P17）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、4月10日から5月7日の間に受け付けたもの、資料13頁から17頁の27件につきまして、法定要件を満たしてありましたので、事務局長専決により、受理書を交付しましたので報告させていただきます。
以上、5条届出、27件32筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第3号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号（P18～P19）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知

が1件、使用貸借契約の解約の通知が9件、計10件の通知がございました。

そのうち利用権に関するものは5件ございました。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1番が「貸付地の一部無償譲渡」となっております。

以上、合意による解約等の通知、10件19筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第4号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P20）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、12月と3月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

許可日欄の日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、どうぞよろしくご確認お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第5号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P21）を説明する。

〔適正な事務実施に係る意見募集の結果について〕

適正な事務実施に係る「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、

令和2年4月1日から4月30日まで姫路市ホームページにて意見募集を実施しました結果、いずれの案件についても意見はありませんでしたので、県へ提出させていただくことを報告させていただきます。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第6号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第7号（P21）を説明する。
〔令和3年度農林関係税制改正に関する要望について〕

兵庫県農業会議より要望の取りまとめの依頼がございましたので、委員の皆様には、5月20日を期限としまして、令和3年度農林関係税制改正に関する要望について提出をお願いしておりましたところ要望はございませんでしたので、その旨兵庫県農業会議に報告させていただきます。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第7号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事務局 総会終了後、農業委員会だより編集委員会を開催したいと思います。関係者の方は、10分後にこの場所にお集まりいただきますようよろしくお願い致します。

議長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
(午後2時25分 終了)

議事録署名委員

(議長) 池内 宏行

(署名委員) 福本 孝之

(署名委員) 福永 昌弘